

# 関西 労災 職業病

関西労働者安全センター

2020. 5.10発行〈通巻第510号〉200円

〒540-0026 大阪市中央区内本町1-2-11 ウタカビル201

TEL.06-6943-1527 FAX.06-6942-0278

郵便振替口座 00960-7-315742

近畿労働金庫梅田支店 普通 1340284

E-mail : info@koshc.jp

ホームページ : http://koshc.jp/



## 新型コロナウイルス感染症

労働災害としての対策を明確にすべき ..... 2

## コロナ緊急事態宣言下で街をかける

UberEats配達員にインタビュー ..... 10

死ぬまで元気です vol.24 右田孝雄 ..... 12

韓国からのニュース ..... 14

前線から ..... 17

港湾労働者の石綿被害の経験Ⅱ／大阪

2020年全港湾安全パトロール実施／大阪

---

---

# 新型コロナウイルス感染症 労働災害としての対策を明確にすべき

いまだ4件の給付

## 新型コロナウイルス感染症の労災

厚生労働省のHPによると、新型コロナウイルス感染症に関する労災請求件数は、5月22日18時現在で44件の請求があり、すでに業務上疾病として認められたのは4件だという。歴史上例をみない感染者数が連日公表され、医療従事者の感染も報道されているにも関わらず、ずいぶん少ないものだというのがたいていの人の印象だ。NHKのニュースもこれを取り上げ、労災保険の請求には、事業主の証明などいろいろな障害があることが報道された。

これを受けて厚生労働大臣は15日の記者会見で、医療従事者の感染をはじめ「業務外での感染が明らかなもの以外は原則として労災補償の対象になる」という取扱いに触れ、次のように労災保険の請求を促した。

「改めて、医療従事者の方が感染した場合には、速やかに、かつ、これはご本人が請求していただかなければなりません、ご本人に労災請求を勧奨するとともに、その請求手続きに当たって各医療機関に御協力をいただくことを、私からも改めて強くお

願いたいと思います。」

## 医療従事者は原則業務上 高い感染リスクの労働環境下も

厚生労働省は4月28日付けで、「新型コロナウイルス感染症の労災補償における取扱いについて」と題した業務上外認定の基準を示している（後掲5p）。業務上疾病は労働基準法施行規則別表第1の2に列挙されているのだが、新型コロナウイルス感染症はそのうちの「6 細菌、ウイルス等の病原体による次に掲げる疾病」ということになり、医療従事者らが感染したときは1、医療従事者以外で業務に起因することが明らかなときは5として補償されることになる。

今回の認定基準では、より具体的に示されている。まず医療従事者については、業務外で感染したことが明らかである場合を除いて原則業務上とし、医療従事者以外であって感染経路が特定された場合以外でも、一定の労働環境下は業務により感染した蓋然性が高いと判断することとした。それは、複数の感染者が確認された労働環境下での業務、顧客等との近接や接触の機会が多い労働環境下での業務である。した

がって不特定多数が訪れる小売店店頭での業務などは含まれることとなる。

また海外出張労働者については、多数の感染が認められる国で明らかに高い感染リスクが認められる場合には、出張業務に内在する危険が具体化したものかどうかを判断するとした。

### 積極的な周知が不可欠 震災にくらべて遅かったが…

かつて阪神淡路大震災がおきた 1995 年 1 月、地震発生から 1 週間後、関西労働者安全センターでは連合大阪を通じて当時の大阪労働基準局宛てに、業務中や通勤途上で震災による被害にあった労働者については、すべて労災保険給付の対象とするよう要望書を提出した。その数日後には当時の労働省から業務上外及び通勤途上災害の認定について判断基準が例示をもって示された。もちろん、震災に起因する被災は原則給付対象とするものだった。

2011 年 3 月の東北大震災のときは、震災の翌日には厚生労働省より「天災地変は業務等との関連性がないとの予断をもって対応しないこと」とする事務連絡が発せられ、1 週間後には津波被害等でも業務中や通勤途上の場合について労災保険の給付があることを相当数の丁寧な例示が示された。

今回の新型コロナウイルス感染症の扱いについては、震災にくらべて時間的な遅れはあったものの、ようやく請求を促す行政解釈が示されたということになる。

医療従事者はもちろんのこと、明らかな業務以外の感染経路によるもの以外での感染により療養を余儀なくされた場合、労災保険の請求をするべきということになる。例えば、緊急事態でありながら電車での通勤により業務に従事していて、経路不明で感染したような場合、通勤による感染は十分疑われることとなり、通勤災害としての請求をすることが考えられる。

### 特別休暇が前提の公務員 見えにくい公務災害の現状

さて、公務員の場合はどうなるだろう。まず、国家公務員は新型コロナウイルス感染症について、休暇の扱いが特別に定められている。3 月 1 日に発出され、同 27 日に最終改正された「新型コロナウイルス感染症拡大防止において出勤することが著しく困難であると認められる場合の休暇の取扱いについて」と題する人事院による通知だ（後掲 8 p）。

これによると新型コロナウイルス感染症に感染して停留の対象となったときや職員や親族に発熱等の風邪症状がみられる等から自宅待機する必要がある、小学校等の臨時休業などによりその世話のため等により出勤しない場合などについては、「出勤することが著しく困難であると認められる場合」として特別休暇（一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律第 19 条に規定）の扱いにすることになっている。

直接に感染して療養している場合を特別扱いしたものではないが、これにより、公

務員の新型コロナウイルス感染症関連で欠勤について、かなり広範囲に給与や待遇上の不利益をなくすことになる。

また、この人事院の通知については、総務省自治行政局公務員部公務員課長名で各都道府県、各指定都市、各人事委員会あてに、地方公務員についても同様の扱いとし、十分に周知することを求める通知を发出している。（最終改正に合わせた通知を7pに後掲する。）

地方公務員災害補償基金は5月1日付けで「新型コロナウイルス感染症の公務災害認定における取扱いについて」という通知を出し、厚生労働省の4月28日付け事務連絡を引用、地公災としても同様の認定を行うので当分の間、認定請求について基金本部まで連絡を求めるとした。当然、補償の公平性を担保するために必要な措置だった。

ただ基金によると、特別休暇の扱いもあってか、認定請求の事例はまだゼロだという。

## コロナ禍の死傷病報告 地方自治体でも義務

たしかに地方公務員災害補償法は、被災職員の認定請求にもとづき公務災害を認定することから補償が始まる。請求がなければ、公務災害が表に出てこない可能性がある。ただ、公務災害については他の法律による義務的取扱いがある。

まず事業者は、労働安全衛生法の第100条にもとづき、労働安全衛生規則第97条

に規定される労働者死傷病報告が義務付けられている。これは地方自治体も適用が除外されていないので、休業4日以上は1件ごとに労働基準監督機関に報告を提出しなければならない。この点について、厚生労働省は5月半ばに「新型コロナウイルス感染症による労働災害も労働者死傷病報告の提出が必要です。」と題したチラシをHPにアップ。記入例もつけて、事業者に提出が義務であることを呼びかけた。これはもちろん地方公共団体であっても提出する義務がある。ただし、本庁や教育・研究などいくつかの業種については、労働基準監督署ではなく人事委員会またはその自治体の首長への報告となっている。

もう一つは、療養給付をどう負担するかだ。地方公務員共済組合法は、健康保険法で労災を除外するのと同じように「地方公務員災害補償法の規定による通勤による災害に係る療養補償又はこれに相当する補償が行われるときは、行わない。」（第62条）と、療養給付等の給付をしないことを定めている。したがって、公務災害であることが明らかな場合には、基金の意見を聴いて給付しないことを決定することになる（第42条）。

つまり、被災職員本人が公務災害の認定請求を怠ることがあったとしても、事業者の報告義務は当然生じるし、療養給付が私病として請求されたら、それは除外される仕組みもある。したがって法律上の仕組みでは「労災隠し」は起こらないことになる。しかし実際はどうだろう。今後の公務災害認定状況その他の情報が明らかにされ、問

題点があれば洗い出す必要があるだろう。

## 数字が出てこない国家公務員 公務災害発生状況を明らかに

さらに国家公務員はどうか。国家公務員災害補償法は、それぞれの省庁自身が補償実施機関となっており、それぞれの出先などの組織に配置されている補償事務主任者が公務災害の発生を「探知」し、補償実施機関に報告する。報告を受けた実施機関は、調査をして公務災害を認定し、被災職員に通知、被災職員は各給付を請求するという仕組みだ。もし補償事務主任者が探知できなかったり、通勤災害のように職員自身の報告がなければわからない災害は、職員の申出によることとなっている。いずれにしろ国家公務員の場合は、基本的に「探知」による実施機関の側からの補償実施ということになる。

そういうことだから、今回の場合は、補償事務主任者が適切に報告し、補償が実施されているかと思うのだが、数字は何も公表されていない。前述したように、新型コロナウイルス感染症関係で休むのは特別休暇扱いなので、被災職員にとっては公務災害の認識が欠如するかもしれない。さらに、国家公務員の場合は、労働安全衛生法の適用がなく、死傷病報告の仕組みはない。ただ、国家公務員共済組合法は、地方公務員共済組合法と同様に、「国家公務員災害補償法の規定による通勤による災害に係る療養補償又はこれに相当する補償が行われるときは、行わない。」となっていて、実施

機関の意見を聴いて決定することになっている。

国家公務員の公務災害発生状況については、現在のところ人事院も実施機関である各省庁も何も数字を公表していない。

新型コロナウイルス感染症をめぐる労災、公務災害の取扱いをめぐる状況は、職業性疾病対策の様々な問題を明らかにしつつあるといえるだろう。今後の取り組みが必要な所以だ。

### ―――― 労働基準法施行規則別表第1の2

#### 六 細菌、ウイルス等の病原体による次に掲げる疾病

- 1 患者の診療若しくは看護の業務、介護の業務又は研究その他の目的で病原体を取り扱う業務による伝染性疾病
- 5 1から4までに掲げるもののほか、これらの疾病に付随する疾病その他細菌、ウイルス等の病原体にさらされる業務に起因することの明らかな疾病

#### 厚生労働省の行政通達

基補発 0428 第 1 号  
令和 2 年 4 月 28 日

都道府県労働局労働基準部長殿

厚生労働省労働基準局補償課長

新型コロナウイルス感染症の労災補償における取扱いについて

新型コロナウイルス感染症（以下「本感染症」という。）に係る労災補償業務における留意点については、令和2年2月3日付け基補発 0203 第 1 号で通知しているところであるが、今般、本感染症の労災補償について、下記のとおり取り扱うこととしたので、本感染症に係る労災保険給付の請求や相談があつ

た場合には、これを踏まえて適切に対応されたい。

## 記

### 1 労災補償の考え方について

本感染症については、従来からの業務起因性の考え方にに基づき、労働基準法施行規則別表（以下「別表」という。）第1の2第6号1又は5に該当するものについて、労災保険給付の対象となるものであるが、その判断に際しては、本感染症の現時点における感染状況と、症状がなくとも感染を拡大させるリスクがあるという本感染症の特性にかんがみた適切な対応が必要となる。

このため、当分の間、別表第1の2第6号5の運用については、調査により感染経路が特定されなくとも、業務により感染した蓋然性が高く、業務に起因したものと認められる場合には、これに該当するものとして、労災保険給付の対象とすること。

### 2 具体的な取扱いについて

#### (1) 国内の場合

##### ア 医療従事者等

患者の診療若しくは看護の業務又は介護の業務等に従事する医師、看護師、介護従事者等が新型コロナウイルスに感染した場合には、業務外で感染したことが明らかである場合を除き、原則として労災保険給付の対象となること。

##### イ 医療従事者等以外の労働者であって感染経路が特定されたもの

感染源が業務に内在していたことが明らかに認められる場合には、労災保険給付の対象となること。

##### ウ 医療従事者等以外の労働者であって上記イ以外のもの

調査により感染経路が特定されない場合であっても、感染リスクが相対的に高いと考えられる次のような労働環境下での業務に従事していた労働者が感染したときには、業務により感染した蓋然性が高く、業務に起因したものと認められるか否かを、個々の事案に即して適切に判断すること。

この際、新型コロナウイルスの潜伏期間内の業務従事状況、一般生活状況等を調査した上で、医学専門家の意見も踏まえて判断すること。

(ア) 複数（請求人を含む）の感染者が確認された労働環境下での業務

(イ) 顧客等との近接や接触の機会が多い労働環境下での業務

#### (2) 国外の場合

##### ア 海外出張労働者

海外出張労働者については、出張先国が多数の本感染症の発生国であるとして、明らかに高い感染リスクを有すると客観的に認められる場合には、出張業務に内在する危険が具現化したものか否かを、個々の事案に即して判断すること。

##### イ 海外派遣特別加入者

海外派遣特別加入者については、国内労働者に準じて判断すること。

#### 3 労災保険給付に係る相談等の取扱いについて

(1) 本件に係る相談等があった場合には、上記1の考え方に基づき、上記2の具体的な取扱い等を懇切丁寧に説明するとともに、労災保険給付の対象となるか否かの判断は、請求書が提出された後に行うものであることを併せて説明すること。

なお、請求書の提出があった場合には、迅速・適正な処理を行うこと。

(2) 本件に係る労災保険給付の請求又は相談があった場合には、引き続き、速やかに補504により当課業務係に報告するとともに、当該請求に対して支給・不支給の決定を行う際には、当分の間、事前に当課職業病認定対策室職業病認定業務第一係に協議すること。

基補発 0203 第 1 号  
令和 2 年 2 月 3 日

都道府県労働局  
労働基準部労災補償課長 殿

厚生労働省労働基準局補償課長

新型コロナウイルス感染症に係る労災補償業務の留意点について

既に新聞等により報道されているとおり、中華人民共和国において新型コロナウイルス感染症が発生し、日本国内においても、当該地域に渡航歴のない者について、当該感染症のり患が確認されている状況にある。

このため、今後、新型コロナウイルス感染

症に係る労災保険給付の請求がなされることが想定されることから、各労働局において労災保険給付の請求や相談等があった場合には、下記に留意の上、適切に対応されたい。

記

1 相談又は問い合わせ対応について

一般に、細菌、ウイルス等の病原体の感染を原因として発症した疾患に係る業務上外の判断については、個別の事案ごとに感染経路、業務又は通勤との関連性等の実情を踏まえ、業務又は通勤に起因して発症したと認められる場合には、労災保険給付の対象となる。

したがって、新型コロナウイルス感染症に罹患したとして労災保険給付に関する相談又は問い合わせがあった場合には、特定の業種や業務について業務起因性がないとの予断を持って対応することがないよう、相談者等に対して労災補償制度を懇切・丁寧に説明すること。その際、別紙のQ&Aを参考とすること。

2 労災保険給付の請求について

新型コロナウイルス感染症に係る労災保険給付の請求又は相談があった場合には、直ちに補504により当課業務係あて報告するとともに、当該請求に対して、支給・不支給の決定を行う際には、事前に当課職業病認定対策室あて協議すること。

また、上記請求のうち療養（補償）給付に係る請求に対して支給・不支給の決定を行う際には、事前に当課医事係あて協議すること。

地方公務員災害補償基金の通知

地基補第145号  
令和2年5月1日

地方公務員災害補償基金  
各支部事務長 殿

地方公務員災害補償基金補償課長

新型コロナウイルス感染症の公務災害認定における取扱いについて

新型コロナウイルス感染症(以下「本感染症」

という。)による地方公共団体職員の健康管理・安全管理については、総務省自治行政局公務員部安全厚生推進室長より令和2年3月26日付けで通知されているところですが、今般、労働者災害補償保険制度(以下「労災補償」という。)において、別添のとおり令和2年4月28日付け基補発0428第1号により、本感染症に係る取扱いが示されました。

つきましては、当基金においても、労災補償との均衡を失しないよう、下記のとおり取り扱うこととしましたので、これを踏まえて適切に対応していただくようお願いいたします。また、「新型コロナウイルス感染症(COVID-19)における公務災害及び通勤災害の認定について」(令和2年3月26日付け事務連絡)のとおり、本感染症に係る認定請求があった場合は、引き続き、当職まで速やかにご連絡いただくとともに、下記3の(2)のとおり、公務上・外の認定を行う際には、当分の間、当職までご連絡いただきますようよろしくお願いいたします。

記

1 公務災害の認定について

本感染症については、従来からの公務起因性の考え方に基づき、地方公務員災害補償法施行規則別表(以下「別表」という。)第1第6号の1又は5に該当するものについては、公務上の災害として認定することとなるが、本感染症の現時点における感染状況と、症状がなくとも感染を拡大させるリスクがあるという本感染症の特性にかんがみ適切な対応が必要となる。

このため、当分の間、別表第1第6号の5の運用については、調査により感染経路が特定されなくとも、公務により感染した蓋然性が高く、公務に起因したものと認められる場合には、これに該当するものとして、公務上の災害として取り扱うこと。

2 具体的な取扱いについて

(1) 国内の場合

ア 医療従事者等

患者の診療若しくは看護の業務、介護の業務又は研究その他の目的で病原体を取り扱う業務に従事する医師、看護師、介護従事者、救急隊員等が新型コロナウイルスに感染した場合には、公務外で感染したことが明らかである場合を除き、

原則として公務上の災害となること。

イ 医療従事者等以外の職員であって感染経路が特定されたもの

感染源が公務に内在していたことが明らかに認められる場合には、公務上の災害となること。

ウ 医療従事者等以外の職員であって上記イ以外のもの

調査により感染経路が特定されない場合であっても、感染リスクが相対的に高いと考えられる次のような環境下での公務に従事していた職員が感染したときには、公務により感染した蓋然性が高く、公務に起因したものと認められるか否かを、個々の事案に即して適切に判断すること。

この際、新型コロナウイルスの潜伏期間内の公務従事状況、一般生活状況等を調査した上で、医学専門家の意見も踏まえて判断すること。

(ア) 複数（請求者を含む）の感染者が確認された環境下での公務

(イ) 住民等との近接や接触の機会が多い環境下での公務

### (2) 国外の場合

海外出張職員については、出張先国が多数の本感染症の発生国であるとして、明らかに高い感染リスクを有すると客観的に認められる場合には、出張業務に内在する危険が具現化したものか否かを、個々の事案に即して判断すること。

海外派遣職員については、国内の職員に準じて判断すること。

### 3 認定請求に係る相談等の取扱いについて

(1) 本件に係る相談等があった場合には、上記1の考え方にに基づき、上記2の具体的な取扱い等を懇切丁寧に説明するとともに、公務上の災害となるか否かの判断は、請求書が提出された後に行うものであることを併せて説明すること。

なお、請求書の提出があった場合には、迅速・適正な処理を行うこと。

(2) 本件に係る請求があった場合には、令和2年3月26日付け事務連絡のとおり、速やかに当職に報告するとともに、当該請求に対して公務上・外の認定を行う際には、当分の間、当職に連絡すること。

## 人事院の通知

新型コロナウイルス感染症拡大防止において出勤することが著しく困難であると認められる場合の休暇の取扱いについて

(令和2年3月1日職職—104)

(人事院事務総局職員福祉局長発)

最終改正：令和2年3月27日職職—140

新型コロナウイルス感染症対策に関し、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号。以下「感染症法」という。）、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）等を踏まえ、出勤することが著しく困難であると認められる場合の休暇の取扱いについては、下記の事項に留意してください。

### 記

当分の間、職員が次に掲げる場合に該当するときは、人事院規則15—14（職員の勤務時間、休日及び休暇）第22条第1項第17号の休暇（非常勤職員にあつては、人事院規則15—15（非常勤職員の勤務時間及び休暇）第4条第1項第4号の休暇）に規定する出勤することが著しく困難であると認められる場合と取り扱って差し支えない。

1 検疫法（昭和26年法律第201号）第34条第1項の規定に基づく新型コロナウイルス感染症を検疫法第三十四条の感染症の種類として指定する等の政令（令和2年政令第28号）第3条によって準用される検疫法第16条第2項に規定する停留（これに準ずるものを含む。）の対象となった場合

2 感染症法第7条第1項の規定に基づく新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令（令和2年政令第11号）第3条によって準用される感染症法第44条の3第2項の規定に基づき、職員又はその親族が新型コロナウイルス感染症にかかっていると疑うに足りる正当な理由のある者として、当該者の居宅又はこれに相当する場所から外出しないことその他の当該感染症の感染の防止に必要な協力を求められた場合で、勤務しないことがやむを得ないと認められるとき

3 職員又はその親族に発熱等の風邪症状が見られること等から療養する必要があり、勤務しないことがやむを得ないと認められる場合

4 新型コロナウイルス感染症対策に伴う小学校、中学校、高等学校、特別支援学校等の臨時休業その他の事情により、子の世話をを行う職員が、当該世話を行うため勤務しないことがやむを得ないと認められる場合

## 総務省の通知

総行公第 56 号  
令和 2 年 3 月 27 日

各都道府県総務部長  
(人事担当課、市町村担当課、区政課扱い)  
各指定都市総務局長殿  
(人事担当課扱い)  
各人事委員会事務局長

総務省自治行政局公務員部  
公務員課長

「新型コロナウイルス感染症拡大防止において出勤することが著しく困難であると認められる場合の休暇の取扱いについて」の一部改正について

標記について、人事院から各府省に対し、別添のとおり「新型コロナウイルス感染症拡大防止において出勤することが著しく困難であると認められる場合の休暇の取扱いについて」の一部改正について」が通知されましたので、送付いたします。

各地方公共団体におかれましては、本通知を参考にしていただき、下記の事項を踏まえ、適切に対応いただくようお願いいたします。

また、各都道府県におかれましては、貴都道府県内の市区町村等に対しても速やかにこの旨周知いただきますようお願いいたします。

なお、地域の元気創造プラットフォームにおける調査・照会システムを通じて、各市区町村に対しても、本通知についての情報提供を行っていることを申し添えます。

本通知は、地方公務員法第 59 条（技術的助言）及び地方自治法第 245 条の 4（技術的

助言）に基づくものです。

記

1 人事院規則 1 5—1 4（職員の勤務時間、休日及び休暇）第 2 2 条第 1 項第 1 7 号の休暇（非常勤職員にあつては、人事院規則 1 5—1 5（非常勤職員の勤務時間及び休暇）第 4 条第 1 項第 4 号の休暇）に規定する出勤することが著しく困難であると認められる場合として、「感染症法第 7 条第 1 項の規定に基づく新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令（令和 2 年政令第 1 1 号）第 3 条によって準用される感染症法第 4 4 条の 3 第 2 項の規定に基づき、職員又はその親族が新型コロナウイルス感染症にかかっていると疑うに足りる正当な理由のある者として、当該者の居宅又はこれに相当する場所から外出しないことその他の当該感染症の感染の防止に必要な協力を求められた場合で、勤務しないことがやむを得ないと認められるとき」が追加されたこと。

2 国家公務員と同様に、常勤・非常勤を問わず「有給」の特別休暇とするとともに、休暇の取得についても格段の御配慮をいただきたいこと。

3 今般の取扱いについては、庁内イントラネットへの掲示、職員あての通知やメールによるお知らせ、状況に応じた庁内会議での周知などの適切な方法により、職員に広く周知いただきたいこと。



# コロナ緊急事態宣言下で街をかける Uber Eats 配達員にインタビュー

新型コロナウイルス感染対策での緊急事態宣言後、事務所のあるオフィス街では、ウーバーイーツのロゴの大きなカバンを背負った配達員たちを、多数見かけるようになった。しかも、明らかに外国人が多い。小柄で黒髪のアジア系の若者が多く、大柄で色素の薄い欧米系も何人か見かけた。日本人らしい配達員は少し年齢層が高い 40 代くらいの男性が多かった。少数ながら女性も見かけた。

以前にウーバーイーツユニオンが配達員の事故調査を行っているという記事を掲載した。労基法の労働者として扱われない彼らの安全の問題は重要である。

実際に街で見かける彼らにインタビューを試みた。

## ◆ Uber Eats 配達員インタビュー

事務所近くのマクドナルド前で Uber Eats のリュックを担いでいるベトナム人の 3 人組がいたので声をかけてみた。日本語能力もまちまちで、ひとりとは全く話すことができない。自信満々で話をしてくれた。



「それはちょっと… 3 人とも別々のところにいました」

— 皆さんが運送しているのをよく見かけるけど、いつから始めたんですか？  
「4 月からです。仕事がなくなっちゃって」

— 留学生？ 技能実習生？  
「それもちょっと…」

— 今までどんな仕事をしてたんですか

— まあ、いいか。この仕事は忙しいですか？

「1日10回くらい依頼が入るでしょうか」

「朝の9時から夜11時までですよ」

—単価はどうなっているのですか？

—自転車はレンタサイクルでしょ？これは自分で借りたのですか？

「1回300円ですよ。だいたい20分くらいかかりますかね。」

「自転車は会社が用意してくれました」

—一日3000円くらいしか入らないじゃないですか？

—暑くなってきたから体に気を付けてくださいね。雑誌ができれば持ってきますね。

「そうなんです。けどどほかに仕事なし・・・」

—時間はどれくらい使っているのですか？



「余命」1年と告げられ18年後の今を生きる「中皮腫」患者の闘病記録

栗田 英司 著

- 「中皮腫・アスベスト疾患・患者と家族の会」会員
- 「日本肺がん学会」ガイドライン検討委員会胸膜中皮腫小委員会委員

「中皮腫サポートキャラバン隊」として、日本全国のアスベスト疾患患者のピアサポート活動に邁進する栗田英司氏。

33歳の時に「上皮型悪性腹膜中皮腫」との診断を受け、余命1年と宣告されたにもかかわらず、その後18年を今も前向きに生き続ける。中皮腫の診断イコール余命1年や2年などという症例が多いなか、「希望の星」と称えられる著者、渾身の闘病記です。くわえて、著者以外の、長期生存や元気に生活する6人の中皮腫患者へのインタビューもあわせて掲載。病と向き合い、闘うためのヒントを多く得ることのできる、貴重な書です。

【お問い合わせ】

関西労働者安全センター

TEL:06-6943-1527

FAX:06-6942-0278

mail to:koshc2000@yahoo.co.jp

「余命」1年と告げられ18年後の今を生きる

「中皮腫」患者の闘病の記録

もはや  
これまで

〈付〉聞き書き6人の患者の場合

栗田 英司

生きるとは？死ぬとは？中皮腫でお悩みの方、がんでお悩みの方、さまざまな病気に直面しお悩みの方、ぜひ手にとってみてください。

この本には「希望」があります——。

SEIKOSHA

■出版社：星湖舎

<http://sksp.biz/index.html>

■体裁：四六判、本文184頁、ソフトカバー

■定価：本体1500円＋税

ISBN978-4-86372-097-8 C0095

# 死ぬまで元気です

## Vol.24 右田 孝雄



皆さま、お元気ですか？私は外出自粛中ですがとても元気に過ごしています。4月16日全国に緊急事態宣言が発令され、不要不急の外出はもちろん、様々な自粛や制限が入り、本当に我慢を強いられる時が来ています。

中皮腫サポートキャラバン隊も持ち前の機動力が使えず、力をもてあましてるところです。患者さんに会いに行くことはもちろん、事務所にすら行けません。今は体力を温存して頭を使う時でしょう。

現在は新たな取組として、毎週水曜日に行っていた中皮腫サロンをZOOMサロンに切り替えて、全国の中皮腫患者さんやご家族とテレビカメラで繋がっています。北は北海道から南は九州の患者さんまで繋がって、毎週悩みなどを共有し合って励まし合っています。多い時には10人以上の患者さんが集います。自宅にいながら患者さん達と会えて励まし合えるとは、世の中本当に便利になったと思わせてくれますね。月一回の運営会議もZOOMで行なっています。そしてまた一つZOOMを使った新たな取組もしています。

「コロナに負けるな！ZOOMでインタビュー」と銘打って、栗田英司さんと中皮腫サポートキャラバン隊を立ち上げた際に行なった「長期生存者や元気な患者さんへ

のインタビュー」をZOOMを使ってやっていこうというものです。もちろん、インタビューの様子はご本人の許可を経てポータルサイト「みぎくりハウス」で公開することにしようと思います。そしてインタビュー数が集まれば、文字起こしをしないで本にして闘病されている患者さんに読んでいただけたらいいなと思っています。

まず、第1回目は北海道の患者さんお二人へインタビューを敢行しました。

インタビュアーは同じく北海道の患者さんで中皮腫サポートキャラバン隊立ち上げ当初から一緒に動いて下さっている田中奏実さんにお願しました。

最初はお二人の気持ちを解しながら、気持ちが落ち着いたところでインタビューを敢行、確定診断を受けた時の心境、家族の思い、治療法や現在の心境、そしてもし完



治したら何がしたいかなどのお話で、笑いあり苦渋ありの1時間半となり、なかなか楽しいひと時でした。お二人に共通点があったり、思うところが違ったり、主治医への愚痴も出たりと表情豊かに思いの丈を語ってくれました。終わってみれば、やって良かったという満足感でいっぱいでした。今後も色々な患者さんへのインタビューを続けていこうと思います。動けな

い時は動けないなりにこういった企画を立ち上げて、今中皮腫と闘う患者さんのために何ができるか頭を使っていきたいと思えます。

まだまだ新型コロナウイルスの感染も沈静化が見えません。いつまで動けないかも分からない状態です。ストレスが溜まると思いますが、皆さんもここは辛抱していただいて、今できる楽しみを見つけましょう。



中皮腫ポータルサイト  
みぎくりハウス

<https://asbesto.jp/>



中皮腫患者による、中皮腫患者のための情報発信、  
交流の場！！

お問い合わせは、0120-310-279 中皮腫サポートキャラバン隊

## 安全センター情報

全国労働安全衛生センター連絡会議（略称：全国安全センター）は、働く者の安全と健康のための全国ネットワークとして、1990年5月2日に設立されました。最新情報満載の月刊誌「安全センター情報」を発行しているほか労働安全衛生の取り組みを行っています。いつでもお気軽に度相談、お問い合わせください。

- 購読会費（年間購読料）：10,000円 ●一部：800円
- お申し込み：全国労働安全衛生センター連絡会議  
Tel:03-3636-3882 Fax:03-3636-3881 URL: <http://joshrc.info/>

# 韓国からの ニュース

## ■労働・市民社会「21代国会の生命・安全活動を毎年公開」

労働・社会団体が21代国会の任期中、国会議員と各政党の生命・安全関連の活動をモニタリングして、毎年公開するとした。

民主労総と社団法人キム・ヨンギョン財団など34団体は1日、『生命安全課題提案』の記者会見を行い、与野党の4・15総選挙候補に、生活安全分野の9課題と職場安全分野の6課題を提案した。

最優先課題として産業安全保健法の全面改正を提示した。産業安全保健法の全面改正が今年1月16日から施行されたが、法と下位法令が危険の外注化を防ぐのには力不足という指摘が絶えず提起されてきた。国家人権委員会も改正案の不足点を指摘して補完を勧告したが、雇用労働部は事実上拒否している。

労働・社会団体は、△すべての労働者に産業安全保健法を適用、△危険に対する知る権利保障のために産業技術保護法の改正、△重大災害企業処罰法の制定、△過労死予防法の制定を求めた。

労働・社会団体は生活安全分野の制度改善案として、生命安全基本法の制定、感染症災難防止のための公共医療の拡大と、有給の病気休暇制度の導入、化学物質被害の加害企業に対する上限額のない懲罰的な賠償制度の導入を要求した。

これら団体は「今回の総選挙の中で、21代国会活動の4年間、国会議員と各政党が国民の生命と安全のために仕事をするのかを監視して評価する」とし、「毎年その結果を公

開し、4年後の投票で責任を問う」ことを強調した。2020年4月2日 毎日労働ニュース キム・ミンズ記者

## ■保健医療労組、公共医療拡充の社会的対話を提案

保健医療労組は7日に大統領府で記者会見を行い、「COVID-19克服と国家防疫体系・医療安全ネット構築のために、医療機関・労組・政府・専門家が参加する緊急の社会的対話を提案する」とした。

労組はCOVID-19を克服するための対策として、△感染症専門病院の設立など感染症治療体系の構築、△医療災難に備えられる公共医療の大幅拡充、△傷病手当の導入など医療安全ネットの構築、△COVID-19の長期化に備えた医療関係者の保護措置と医療陣の拡充を提示した。

このような対策を施行するために、社会的対話が必要だという主張だ。ナ・スンジャ委員長は「このような議題は、労組だけでなく多くの専門家たちと市民・社会団体が提起してきたが、どこからも返事がない」とし、「感染事態が終われば、何もなかったかのように元に戻ってしまうことが繰り返される」、「COVID-19克服の対策を直ちに施行するため、緊急に社会的対話を要求する」と付け加えた。2020年4月8日 毎日労働ニュース イム・セウン記者

## ■毎日7人…今日も職場から人が消える

28日の「世界労災死亡労働者追悼の日」を前に、鉄道、学校非正規職、配達員、病院、航空などの労働者が街頭に出た。「依然として一日に6～7人の労働者が家に帰ることができずに職場で命を失っている」とし、重大災害企業処罰法を制定することと危険の外注

化を禁止することを要求した。

「文在寅政府は産業災害、自殺、交通事故で命を失う人を半分に減らすと言ったが、2018年に労災で死亡した労働者は2415人で、2014年の2134人よりも多い」とし、「労働者に死なずに働く権利をくれ」と言った。「未だにキム・ヨンギョンの仲間たちは下請け労働者として働いている。コールセンターの労働者はCOVID-19に集団感染した」とし、「危険の外注化問題を解決しなければ、非正規職労働者の死は止まらない」と主張した。

1899年に鉄道、1974年に地下鉄が開通して以来、2546人の鉄道・地下鉄労働者が職場で命を失った。鉄道地下鉄労組協議会は「競争と効率でなく、安全と公共性を優先する鉄道政策と制度を要求する」と主張した。

ケア労働者や放課後教師などの学校非正規職労働者は、COVID-19が「深刻」な状況で、安全が保証されていないと主張した。

航空産業の下請けと非正規職労働者は「飛行機はパイロットだけが働いているのではない。機内の清掃、手荷物運搬など、多様な労働が集まって働いている」として、最近通知された整理解雇を撤回しろと要求した。

COVID-19が長期化して公共病院を拡充せよという要求も出てきた。「病院労働者は人員不足に苦しめられている。国民の安全のためにも公共病院の拡充が急がれる」と主張した。2020年4月22日 京郷新聞 タク・ジョン記者

## ■これ以上死なない社会のために「重大災害企業処罰法」を制定せよ

重大災害企業処罰法制定連帯(制定連帯)は28日に記者会見を行って「3744人の労働者と市民、62の市民社会団体が一次立法発議者・団体として『重大災害企業処罰法立



『重大災害企業処罰法立法発議運動宣言』の記者会見  
写真：キム・チョルス記者

法発議運動』を宣言する」と明らかにした。

62の市民団体は民主労総と半導体労働者の健康と人権を守る会(パノリム)、4・16世越号惨事家族協議会、加湿器殺菌剤被害者と家族会など。

制定連帯は「大韓民国では一年に2400人が産業災害で死亡する。朝出勤した7人の労働者が、夕方に家族のもとに帰ることができない」「大型事故が繰り返され、多くの労働者と市民が死んだのに、どの企業も、企業の最高経営者も、殺人罪で処罰を受けることはない」と指摘した。

「企業は殺人を犯しても、その『故意』を立証するのが難しいという理由で、法の網をすり抜ける」「処罰をされても、企業の末端の職員の何人かだけが軽い処罰を受けるだけで、本当に責任のある企業の最高経営者や高位級の役員は処罰を受けない」と批判した。

これらは「サムソン電子の労働者の集団産業災害の発生、2012年に20代の青年が溶鉱炉に墜落した死亡事故などの口惜しい死亡事故を経て、労働者の生命と健康に関する責任は企業にあって、この義務を果たさなかった企業は厳しく処罰されべきだ、という認識が着実に広がってきた」と話した。

特に「加湿器殺菌剤惨事は、このような問題意識を制度化する必要があることを確証させた事件」として、「企業が利潤追求行為

の過程で、労働者だけでなく、企業の生産物によって不特定多数の生命と健康を脅かすということが明らかになった」と話した。

更に『『故意』に近い事実の隠蔽が企業の内部であったにも拘わらず、該当企業を厳しく処罰できる制度的な枠組みがない韓国の現実が赤裸々に現れた」と指摘した。

制定連帯は「市民と労働者の生命と健康を奪い取る産災死亡と災難事故を起こした企業の代表、経営責任者、法人、政府の責任者の処罰なくして『これ以上死なない社会』は来ないであろうという切迫した心情から」と、立法発議運動を始めた理由を明らかにした。

同時に「生命尊重・安全社会のための第一歩である重大災害企業処罰法のために、市民、労働者が直接立法発議者になって、労働者と市民が死なない社会を作るために共にして欲しい」と訴えた。

イ・サンユン制定連帯執行委員長は「重大災害企業処罰法の制定が、韓国社会の『新たな当たり前』を始める重要な制度的な変化と考える」とし、「遺族にどんな言葉よりも慰労を伝えられる方法であり、韓国社会の深刻な産災死亡と、企業による市民殺人を止められる重要な手段」と説明した。また「利潤を重視し、生命を軽視して、韓国の国民を今日までたくさん殺してきた韓国企業の体質を変えられる最も重要な手段になる」と話した。

制定連帯が立法を推進する重大災害企業処罰法は、事業場や大衆利用施設などで、安全管理と安全措置を正しく履行せず、人が死んだり負傷する事故が発生した場合、企業の代表理事など、経営責任者と法人、関連公務員などを処罰することを内容としている。現行法上、産業災害の加害企業を独自に処罰することができない構造を変えようということだ。2017年に亡くなったノ・フェチャン議

員が「災害に対する企業および政府の責任者の処罰に関する特別法案」を代表発議したことがあるが、法案はただの一度も審議されることなく、20代国会の終了と同時に廃棄される運命にある。制定連帯はこの発議案を基準として、1月に改正された産業安全保健法などの変化した状況を反映して法案を補完する予定だ。

制定連帯は7月1日には、故ムン・ソンミョン君の命日に合わせて「重大災害企業処罰法制定運動本部」を発足する。運動本部が発足した後に、国会議員との面談、法案制定のための全国署名運動などを行い、法案発議のための活動に取り組む。2020年4月28日 民衆の声 キム・ミンジュ記者

## ■利川物流倉庫工事現場火災の死亡者は38人

29日に発生した京畿道利川市の物流倉庫工事現場の火災による死亡者が38人になった。この火災はウレタン作業の途中で広がったと推定されている。

ソ・スンヒョン利川消防署長は「地下2階でウレタン作業が行われていたことが把握されたが、ウレタン作業をすれば、蒸気が発生してこれが引火して爆発することがある」と話した。「ウレタンの場合、火がアツという間に広がって、避難できない程の有毒ガスが噴出する。地上階での人命被害は有毒ガスによるものと見られる」とした。消防当局は、40人が死亡した2008年の利川冷凍倉庫火災の時も、スチロフォームとウレタンフォーム断熱材が内蔵されたサンドイッチ・パネルが大型惨事の原因の一つだとしていた。2020年4月30日 民衆の声 カン・ギョンフン記者 (翻訳：中村猛)

# 前線から

## 港湾労働者の石綿被害の経験 II

大阪

本機関誌4月号の続きではないが、前回の港湾荷役に従事し肺がんで亡くなった方と同一職場で働いていた同僚の話です。2019年6月、某労働組合員の父親（昭和63年に職場を自己退職、現在は年齢78歳）が以前から通院していたクリニックでのレントゲン検査の結果、「肺にくもりがある。じん肺かもしれないので大きな病院で精密検査を受けてください。」との診断を受けた。どこの病院で検査を受けてよいものかわからず、息子さんが私に相談にみえた。過去に石綿の取り扱いの経歴があるので、みずしま内科クリニックを紹介し、同年7月に受診した。結果は、複数の胸膜プラークと肺機能低下であった。

まず、大阪労働局に対して石綿・健康管理手帳の交付申請を行い、10月にじ

ん肺管理区分「管理2」で石綿健康管理手帳交付が決定され、「管理2」の合併症として続発性気管支炎を発症していることで大阪西労基署へ労災申請を行った。

みずしま内科クリニックへの通院が身体的に困難な状況（介護認定2、車イス生活）にあるので、大阪みなと中央病院へ紹介状を書いてもらい転院した。大阪みなと中央病院の再検査の結果「胸膜中皮腫の疑いあり」と診断され、兵庫医科

大学附属病院を紹介された。2020年4月PET検査で数力所に炎症が確認されたが、確定診断ができないため、この5月に肺の組織検査を実施し、治療方針が確認される予定であるが、本人は以前に腰痛を緩和させるためにブロック注射した時に頭痛がなかなか直らなかったことがトラウマとなっており、今回の肺の組織検査を拒否していた。息子さんや兄弟が説得しても拒否続け、私に説得してほしいと連絡が入った。土曜日の午後に本人の自宅に説得活動を続けようやく納得し、検査を承諾した。現時点での報告はここまでです。なお、詳しいことが分かれば随時報告する。（事務局：林繁行）

## 2020年全港湾安全パトロール実施

大阪

本年最初の全港湾安全衛生委員会の安全パトロールが2月18日に実施された。この日は2班に分かれて10社を巡視した。今年度の重点項目は、港湾につい

ては分煙対策と安全保護具の着用であり、本年4月から義務化された受動喫煙防止や、昨年施行された安全衛生法の安全帯の規格の改正への対応について調査す

る。車両に関しては有給休暇取得状況がパトロールの対象となっている。

職場の安全衛生は事業所としても重視していることから、パトロール先でも事業主に率先して案内していただけることもあり、たいへんありがたい。今回訪問した一心港運、阪南港運、協和運輸、中谷運輸でもそれぞれ多忙なところを代表者に対応していただいた。また、いずれの起業においても程度の差はあるものの分煙対策に取り組み、安全保護具着用状況は概ね良好であった。

ところで安全パトロールは、労働組合だけではなく会社も行っていることも多い。今回訪問した企業のうち、一心港運では月1回、阪南港運では年3～4回実施されている。協和運輸で8班に分かれ、班ごとに安全集会を開催している。これらの寄場には定期安全パトロールの実施日や、ヒヤリハットに対する啓発が掲示されており、常に従業員に対して安全に関するアプローチがされていることがわかる。

今回のパトロールでは、監督署からの指示で地域

産業保健センターを活用し、面接指導を受けることになったという情報提供もあった。おそらく長時間労働が認められる労働者がいることから、過重労働による健康被害を防止するため事業者が講ずべき措置の一環だったものと思われる。事業場が常時50人未満の労働者を使用するものである場合には、地域産業保健センターの活用を図るものとする、となっていることから、大阪労働局長名で面接指導を指示したのではないだろうか。法令に記載されている事項でも、その具体的プロセスについて目に触れる機会は少ないことから、送付資料ももう少しきちんと目を通させていただければよかった。

個別の現場では、阪南港運の食堂・休憩施設が清潔で快適であった。採光も良いが、主に清掃と整理整頓が徹底しているためだと思われる。休憩スペースが充実しているうえ、仮眠スペースまで備えられているという。この日の現場は風の強い中、木材チップが卸されており、目を開けられないほど粉じんが吹き荒んでいたが、午前中の作

業を終えて休憩する際にだいぶ埃も床に落ちるに違いない。それでもこの快適さを維持してくれるに違いない担当職員さんには脱帽である。

中谷運送ではメンタルヘルスに関する意見が出された。ストレスチェックについて実施しても、活用方法がないことに戸惑いを感じている。今は問題が発生していないとしても、互いに顔の見える職場環境でメンタルヘルス対策を講じようとしても問題を把握する段階から人間関係がこじれることもありうる。職場ごとに対策も異なるため、パトロールを通じて良好事例・失敗事例を集めてもよいかもしれない。



# 4月の新聞記事から

**4/2** 希望する人が70歳まで働けるよう、企業に就業機会確保の努力義務を課すことを柱とした関連法が成立した。厚生労働省は来年4月からの実施に向け、導入時の注意点を指針にまとめる。関連法は、70歳までの就業について、労使の合意を前提に、企業がフリーランスや起業を希望する人に業務委託したり、自社に関わる社会貢献事業に従事させたりすることも選択肢に加えた。

**4/6** 群馬労働局の労災保険審査官は、2016年に自殺した化学メーカー工場の研究員豊田渡さん(28)に関し、労災と認めなかった前橋労働基準監督署の判断を取り消し、労災認定した。3月31日付。豊田さんは12年から「デンカ」の伊勢崎工場に勤務。13年4月ごろに月約100時間の時間外労働をし、14年には抑うつ状態と診断されるなどし、16年5月に自殺した。審査官は、業務内容の負荷に加え、恒常的な長時間労働があったと判断した。遺族は会社を相手に損害賠償請求訴訟を起こす方針。

**4/9** 縫製業が盛んな岐阜県で、外国人技能実習生に布製マスク作りを担ってもらいたいとの要望が高まっている。岐阜一般労働組合は、実習計画の変更許可を求める要望書を法務省と厚生労働省に提出した。本来は婦人服や下着などの製造に当たる実習生がマスクを作った場合、外国人技能実習機構から計画違反と指摘される可能性がある。

**4/10** 労働組合ウーバーイーツユニオンは、配達員の新型コロナウイルス感染を防ぐため、マスクや消毒液を配布するよう運営会社に要請した。労組と運営会社によると、運営会社は3月中旬、手袋の配布や、新型コロナ感染が確認された場合は最大14日間の支援を受けられるなどの対応策を配達員に伝えた。

入社内定した男子大学生が2019年2月に自殺し、内定者研修でハラメントを繰り返していたと報じられている。パナソニックの子会社「パナソニック産機システムズ」(東京)は、公式ホームページに、「2019年2月にパナソニック産機システムズ株式会社の内定者が、入社前に亡くなられた事は事実です」、謝罪のうえで「入社前の研修中に亡くなられた事実を厳粛に受け止め、このような事態を二度と繰り返さないよう、再発防止に取り組んでまいります」としている。

**4/11** 関西電力高浜原発1号機のディーゼル発電建屋内で、配管の点検をしていた協力会社の社員が高さ1.4メートルの脚立から転落し、骨盤の骨を折る重傷を負った。建屋内では当時、安全対策工事が行われていた。

**4/13** 韓国雇用労働省所管の勤労福祉公団は10日、3月に新型コロナウイルスの集団感染が起こったソウル市九老区のコールセンターの従業員に対し、労災認定したと発表した。勤務中の感染事例で初の認定。同公団の労災判定委員会は、従業員が密集した空間で働くという業務の特性上、「不特定多数の同僚などとの接触による感染の危険に、絶えずさらされた状態だった」という点を考慮し、業務と申請内容に因果関係があると判断した。同コールセンターでは3月8日に初めて感染者が確認され、2日後まで

に同じ部屋で勤務していた46人が感染した。

三菱UFJモルガン・スタンレー証券の元社員でカナダ出身のグレン・ウッド氏(50)が、育児休業から復帰後、業務から不当に外され、うつ病を発症し休職・解雇に追い込まれたとして、約1300万円の慰謝料や社員としての地位確認などを求めた訴訟の判決が4月3日、東京地裁であり裁判長は請求を棄却した。ウッド氏は2017年12月、記者会見を開き、育児休業前後の会社の対応が「パタハラ(パタニティ・ハラメント)」に当たると主張。ウッド氏は、近く控訴する予定。

**4/16** 三菱電機の子会社で働いていた40代男性がうつ病を発症したのは、長時間労働が原因だとして、国の労働保険審査会が労働基準監督署の判断を覆し、労災と認定した。決定は3月18日付。判断の分かれ目は、男性が復職後から二度目の休職までの間、通常勤務が可能でうつ病の症状が安定した状態だったといえるかどうかだった。労基署は「うつ病は長時間労働によるもの」と認めながら、一度復職した男性について「寛解していた」と判断し労災と認めなかった。2010年当時や今の主治医が、男性の症状に波があり寛解を否定しており、2010年夏ごろの症状について医学的所見の裏付けがあったとは認められないとして、労災認定した。

**4/17** 昨年3月、J A阿蘇の男性職員(29)が自殺した問題で、菊池労働基準監督署が昨年12月に「恒常的な長時間労働が原因」として、男性を労働災害に認定していた。男性は2013年4月、小国町のJ A阿蘇乳製品加工センターのヨーグルト工場に配属され、仕込みや検査などを担当。2人で業務していたが、1人が退職したため、18年6月からは男性が1人で業務に当たっていた。同10月、2人になったが、ギフトシーズンで仕事量が急増。自殺前6カ月間の時間外労働時間は月平均88時間32分だった。男性は19年3月、自宅近くの農業用倉庫で自殺した。労基署は同年9月、J A阿蘇に長時間労働を改善するよう勧告した。

**4/19** 約130人に及ぶ新型コロナウイルスの院内感染が発覚した「なみはやりハビリテーション病院」(大阪市生野区)が陽性となった看護師を勤務させていた問題で、別の看護師1人も同様に働いていたことがわかった。感染した職員を働かせないように、市から指摘を受けた後に2人を勤務させていた。病院側は要員不足を理由に挙げている。市は悪質な運営と判断し、さらに問題がないか調査を続ける。

**4/21** 厚生労働省は、精神障害の労災認定基準に関する報告書案を専門家会議に提示した。障害の原因となる出来事に「上司等から身体的攻撃、精神的攻撃等のパワーハラメントを受けた」を新設し、労災認定に必要な「強い心理的負荷」に該当するとした。新基準は6月から適用。

**4/28** ブラジル南部パラナ州クリチバのスーパーで、男が入店時、マスクをしていないことを店員に指摘され、憤慨して殴りかかった。警備員が止めに入ったが、襲われたため持っていた銃を2発発砲し、1発が近くにいた女性店員の首に命中し死亡した。

腰痛予防に腰部保護ベルト-宇土博医師(広島労働安全衛生センター顧問)監修 ミドリ安全(株)製

らくようたい インナー&アウタータイプ

Super (スーパーリリーフ) **NEW!**  
Relief インナータイプ



腹圧効果、骨盤補強効果で腰への負担を軽減。高い運動性と快適性。スーパーリリーフは、かさばらない肌着感覚のインナータイプで制菌効果・遠赤効果のある素材使用。

種類	型	色	サイズ	S	M	L	LL	LLL	
らくようたい	男	DR-1G	黒/白	ウエスト	72-80	80-88	88-96	96-104	104-112
	女	DR-1L	黒/白	ウエスト	56-64	64-72	72-80	80-88	-
Super Relief	兼用	Super Relief	グレー・ブルー (ツートン)	ウエスト	56-65	65-85	85-100	100-110	-
				骨盤回り	64-72	70-88	85-102	100-112	-

(頒価) 5,700円(送料別) ■種類、性別、色、サイズをご指定の上、ご注文ください。  
■パンフレットあります。関西労働者安全センター-TEL.06-6943-1527 FAX.06-6942-0278迄

### 「関西労災職業病」定期購読のお願い

「関西労災職業病」は毎月1回の発行で頒価は下記の通りです。定期購読のお申込み・ご入金には郵便振替をご利用ください。労金口座をご利用の場合は、住所・氏名を別途電話、はがき等でお知らせください。

- 郵便振替口座 00960-7-315742 関西労働者安全センター
- 近畿労働金庫梅田支店 普通 1340284 関西労働者安全センター

1部		200円
年間定期購読料(送料込み)	1部	3,000円
"	2部	4,800円
"	3部以上は、1部につき	2,400円増
会員購読料	安全センター会員(会費月1口1,000円以上)には	1部無料配布。2部以上は1部150円増

## Culture & Communication

— 封筒・伝票からパッケージ・美術印刷 —



株式会社

国際印刷出版研究所

〒551-0002 大阪市大正区三軒家東3丁目11番34号  
TEL.06 (6551) 6854 FAX.06 (6551) 1259